令和元年度（2019年度）

熊本市在住の私学助成幼稚園・
国立大学附属幼稚園利用者向け

幼児教育・保育無償化に伴う手続きのご案内

令和元年（2019年）10月から幼児教育・保育の無償化がスタートします。
無償化の対象となるためには、熊本市から**事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。**
認定を希望する場合は、この案内をよく読んで申請してください。

1　無償化の対象者と範囲

満3歳から小学校就学前までの子どもで、施設等利用給付認定の法30条の4**第1号認定を受けた場合は、保育料が上限の範囲で無償**となります。

また、**次の条件①②いずれも満たし、施設等利用給付認定**の法30条の4**第2号・第3号認定を受けた場合は、保育料に加え、預かり保育の利用料も上限の範囲内で無償となります。**

［条件①］平成31年4月1日時点で3歳以上の小学校就学前子ども、または、
平成31年4月1日時点で3歳未満の市民税非課税世帯の子ども
［条件②］保護者のいずれも就労等の**「保育の必要性」**がある

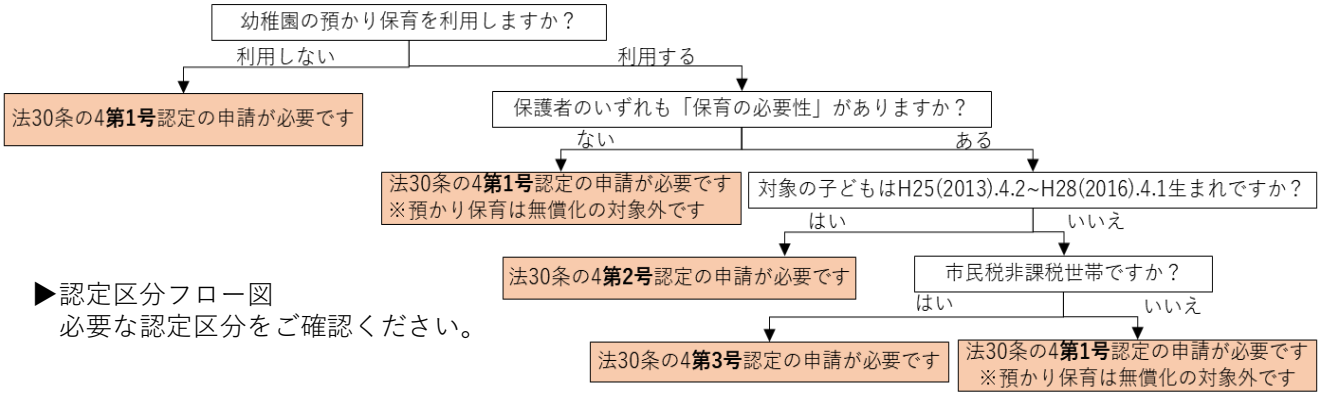

▶認定区分フロー図
必要な認定区分をご確認ください。

施設等利用給付認定区分	子どもの年齢	認定を受けるための要件	無償化の上限額	
			幼稚園保育料	預かり保育の利用料
法30条の4**第１号**	満３歳以上	要件なし	25,700円/月（国立大学附属幼稚園は8,700円/月）	無償化の対象外
法30条の4**第２号**	H25(2013).4.2~H28(2016).4.1生まれ	保育の必要性があること		450円/日×利用日数（上限11,300円/月）
法30条の4**第３号**	H28(2016).4.2生まれ以降	市民税非課税世帯　かつ保育の必要性があること		450円/日×利用日数（上限16,300円/月）

※保育料には、月額保育料に入園初年度の入園料を年間の在籍月数で割った額を加えた額までが対象です。
※市外転出入等により施設等利用給付認定の期間が月の途中で開始・終了となる場合は、対象月の上限額が変わります。
※通園先の幼稚園が実施する預かり保育が①平日教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数が200日未満のいずれかの要件に該当する場合は、認可外保育施設等の利用料が無償化の対象になります。（月額上限額から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）
※食材料費（ごはん、おかず、おやつ代）、通園送迎費、行事費、延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担になります。
※預かり保育は、償還払いとなります。保護者が利用料をいったん施設に支払い、領収書などを添付した所定の請求書を市へ提出することで、支払った額の全部または一部を支給します。

2　「施設等利用給付認定」申請の受付期間と提出先

施設等利用給付認定開始月	申請書受付期間	提出先
令和元年（2019年）**10月**（10月より前から利用している子どもを含む）	利用する園の指定する9月下旬の期限まで	利用先の幼稚園
令和元年（2019年）**11月以降**	**利用開始月の前月15日まで**（15日が土・日・祝日の場合は翌開庁日）	

※認定開始日は、申請書受理日より前にさかのぼることはできません。

3　「保育の必要性」について

「保育の必要性」は、**保護者いずれもが**次のいずれかの事由に該当する必要があります。

	保育を必要とする事由	認定期間
1	就労（※）	在職期間の月末まで
2	妊娠・出産	出産予定日の前８週から後8週の期間を含む月単位の期間
3	保護者の疾病・障がい	療養に要する期間 ※診断書・手帳に証明された期間
4	同居親族等の介護・看護（※）	介護・看護に要する期間
5	災害復旧	災害復旧に要する期間
6	求職活動（起業準備含む）	２ヶ月まで
7	就学（※）	就学期間の月末まで
8	虐待やDVのおそれがあること	状況により異なる
9	育児休業取得中の継続保育利用	原則育児休業期間終了の前月末まで ※育児休業開始前から施設等を利用していた場合に限る

（※）「1就労」、「4介護・看護」、「7就学」を事由とする場合、**月52時間かつ月13日以上**を常態としていることが要件となります。

【育児休業中の施設等利用給付認定について】

○育児休業期間中を希望月とした認定はできません。
ただし、育児休業から職場復帰する場合で、
復職日が当該月の1～15日の場合は、復職月の前月から認定が可能です。
復職日が当該月の16日～末日の場合は、復職月から認定が可能です。

○職場復帰後は、復職日の確認ができる書類の提出が必要です。期限までに書類の提出がない場合は、認定を取消すことがあります。

4　「施設等利用給付認定」申請に必要な書類

必要な書類　　※申込児童１人につき１部必要となります。

	必要な書類	施設等利用給付認定区分		
		第１号	第2号	第３号
①	令和元年度（2019年度）用子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の４第１号・第２号・第３号）	○	○	○
②	保育の必要性を証明する書類　→【表１】参照	／	○	○
③	状況により必要となる書類　→【表２】参照　該当する方のみ	○	○	○
④	個人番号（マイナンバー）届出書、申請者の個人番号確認書類および本人確認書類の写し　→【表３】参照	○	○	○

※支給認定期間が、平成31年（2019年）4月1日以降に開始し、認定希望日時点で有効な「教育・保育給付の支給認定証（第2号・3号認定のみ）」（認可保育所等利用申込に基づき発行）がある場合、「教育・保育給付認定証（第2号・3号認定のみ）」の添付（コピー可）により、上記②～④の書類の提出は不要です。

【表１】 保育の必要性を証明する書類

※各証明書は、申請書受付日から起算して３ヶ月以内に証明（記入）されたものが有効となります。

保育を必要とする事由		保育の必要性を証明する書類	備考
就労	お勤め	□就労証明書	※記入はお勤め先 ※就労先が複数ある場合は、お勤め先ごとの証明が必要 ※祖父母が営む自営業に従事している場合は、祖父母の自営の状況が確認できる書類を添付してください（ただし、法人格がある場合は不要）
	お勤め予定	□就労（予定）証明書	※記入はお勤め先 ※利用開始後改めて就労証明書の提出が必要です
	自営業 農　業 内　職	□就労証明書 □自営の状況が確認できる書類	【自営の状況が確認できる書類】 ①最新年度分の確定申告書（第一表・第二表）の控えの写し ②①が提出できない場合は、事業の取引状況を確認できる書類と営業許可証又は開業届の写し

保育を必要とする事由	保育の必要性を証明する書類	備考
妊娠・出産	□親子健康手帳（母子手帳）の写し	表紙（母氏名）と出産(予定日)が確認できる部分
疾病	□診断書（原本）	療養期間と保育ができない旨の記載が必要
障がい	□障害者手帳等の写し	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
同居親族等の介護・看護	□介護・看護申立書 □介護保険被保険者証の写し、障害者手帳等の写し等 □診断書	※被介護者が要介護3以上の場合は診断書の提出は不要
災害復旧	□り災証明書 □復旧に要する時間がわかるもの	※個別に状況を確認させていただきます。
求職活動（起業準備含む）	□求職活動・起業準備状況申立書（施設等利用給付認定用）	
就学	□在学証明書（合格通知書） □時間割等	在学期間と月の就学時間が確認できるもの
虐待やＤＶのおそれがあること	状況により必要な書類が異なりますので、熊本市保育幼稚園課へご相談ください。	
育児休業取得中の継続保育利用	□就労証明書 □施設が発行する在園証明書	育児休業開始前から施設利用が確認できた場合に限り認定

※父母の収入が基準を満たさず祖父母と同居している場合、祖父母のいずれか税額の多い方の税額を合算して市民税非課税世帯であるか確認します。該当する場合には、世帯の収入が分かるもの、祖父母の税資料等の提出を依頼することがあります。

【表２】状況により必要となる書類

世帯の状況	必要な書類
申込児童および同居している方の中に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合 （二世帯住宅の場合や同住所で別世帯の場合も同居に含む）	□身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □特別児童扶養手当受給者証 □障害年金証書　　の写し
未婚のひとり親家庭 ※下記①②いずれにも該当する方 ①婚姻によらないで母（父）となり、現に婚姻(事実婚を含む)をしていない者 ②女性：合計所得金額の所得制限なし 男性：合計所得金額が500万円以下	□熊本市保育施設等の保育料にかかる寡婦（夫）控除のみなし適用申請書 □戸籍全部事項証明書（3ヶ月以内の発行されたもの）または有効期限内の児童扶養手当証書の写し ※寡婦（夫）控除等みなし適用の結果、保育料が軽減される場合があります。なお、提出があった月の翌月からの適用となります。
申込児童の**小学校就学前の兄姉**が次の施設を利用している場合 企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援	□（兄姉が企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部に在園の場合） 兄姉の在園証明書 □（兄姉が児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を利用している場合） 兄姉の受給者証（児童名がわかるページおよび当該サービスを利用していることが確認できるページ）の写し
【第3号認定のみ】（第１号・第２号認定の方は不要です） 平成31年（2019年）1月1日現在の住所地が熊本市以外の方 ・平成31年（2019年)1月2日以降に熊本市に転入された方 ・単身赴任等で保育料算定保護者の住民票が熊本市にない方 ・平成30年（2018年）年中に日本国外で就労された方　　等	□平成31年度（2019年度）の市町村民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など） ※平成31年（2019年）1月1日現在の居住市区町村が発行するもの ※配偶者控除の対象の方についても、課税（非課税）証明が必要です。 ※国外で就労された方は、平成30年（2018年）中の収入を証する書類（和訳文を添付すること）が必要です。

【表３】個人番号（マイナンバー）

「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、施設等利用給付認定申請には個人番号（マイナンバー）届出書の提出が必要です。また、届出書を提出のときは、次のとおり「個人番号確認」と「本人確認」の書類の写しを添付し提出してください。

個人番号確認資料 ※以下のうち、いずれか１点で可		本人確認書類	
		身分証明書（写真付き） ※以下のうちいずれか１点で可	身分証明書（写真なし） ※以下のうち２点必要
□個人番号カード ※身分証明書にもなります。 □個人番号通知カード □個人番号記載の住民票等	＋	□個人番号カード □住基カード □運転免許証 □パスポート □障害者手帳（身体/精神/療育） □在留カード又は特別永住者証明書 □その他官公署発行の写真付身分証明書等で、住所氏名生年月日の記載のあるもの	□健康保険被保険者証 □年金手帳 □児童扶養手当証書 □特別児童扶養手当証書 □介護保険被保険者証 □その他官公署等からの発行書類で、住所氏名生年月日の記載のあるもの

5　副食費の補足給付事業について

つぎの①②のいずれかに該当する満3歳以上の子どもは、副食費（おかず、おやつ代）が補足給付事業の対象（償還払い、上限4,500円/月(予定)）となります。対象者には、別途熊本市よりお知らせをします。

①保護者の市民税所得割額合算額が57,700円未満（ひとり親世帯または障害者手帳の交付を受けた同居の世帯員がいる世帯は77,101円未満）の世帯の子ども

②小学校1～３年生および特定施設・事業(※)に在園または利用する就学前の兄姉から数えて第３子以降の子ども

（※）幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援

6　認定を受けた後、世帯の状況等が変わった場合には必ず届け出をしてください。

認定を受けた後に、世帯の状況が変わった場合は、保育幼稚園課へ連絡し、必要書類を提出してください。

【例】・氏名、世帯構成等に変更があった場合（結婚（事実婚含む）、離婚、祖父母との同居開始・終了）
- 妊娠（出産）した場合
- 住所が変わった場合
- 就職、育児休業復帰、退職、転職、勤務形態の変更があった場合
- 申込児童および世帯員の障害者手帳等の状況に変化があった場合（新規交付、廃止、更新等）
- 生活保護の廃止・開始
- その他、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合　　等

※変更内容によっては、認定結果が変わりますのでご注意ください。

※市外へ転出した場合は、熊本市での認定は終了となります。転出先の市町村で改めて施設等利用給付認定申請の手続きが必要となります。

7　年１回の現況確認について

保育の必要性の事由や状況が引き続き該当するか確認するため、年１回「現況届」および「保育の必要性を証明する書類」等の提出が必要となります。提出時期は、別途お知らせします。

8　預かり保育利用料・副食費補足給付事業の償還払いの手続きについて

施設等利用給付認定（第2号・第3号）の有効期間中は、預かり保育の利用料が無償（償還払い）になります。

また、熊本市より副食費の補足給付事業対象のお知らせがあった子どもには、副食費を給付（償還払い）します。

施設へ利用料または副食費をいったん支払った後、熊本市保育幼稚園課へ請求書および領収書等を提出してください。

支払いは、年4回（3か月分）を予定しておりますが、請求時期等は別途熊本市ホームページ等でお知らせします。領収書等は、なくさないよう保管してください。

▼預かり保育の利用料の無償（償還払い）の流れ

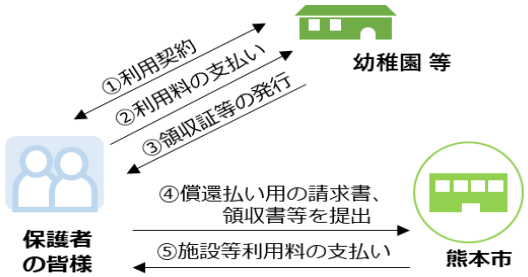

【問い合わせ先】
熊本市保育幼稚園課
TEL：096-328-2568　〒860-8601　熊本市中央区手取本町１－１

各種申請様式は、熊本市ホームページからダウンロードまたは各役所保健子ども課、熊本市保育幼稚園課で配布しています。